Č	あわら市長	様								年	月	日
						(住	所) 名)					
		年度あれ	ら市住宅	三太陽光・	蓄電池	退設備導	入促進事業	業補助金	交付申請書	<u>+</u>		
Ġī	年度あわらī 市住宅太陽光・	†住宅太陽光 蓄電池設備導										
					į	記						
1	補助事業の日	目的及び内容										
2	補助事業の領	実施期間										
	(工事着 <del>-</del> (支払完 <sup>-</sup>		年年	月月	日日	~	年	月	目			
3	交付申請額	(千円未満切り	捨て)									
	金		<u>円</u>									
		市住宅太陽光 等を閲覧する				業補助金	金の適正な	な執行の筆	色囲内で、	市長が		

税務課確認欄 (完納・非課税)

## 事業計画書

## 1 基礎情報

設備設置場所	
申請者	
住所	
区分	□既存住宅 □新築住宅 □建売住宅
電話番号	
メールアドレス	

## 2 事業概要

. , , . , ,	'	
(1	)導入方法等	
	余剰電力売電の有無	有 無
	売電先(上記、「有」の場合)	
	売電単価(上記、「有」の場合)	
(2)	)設置場所	(添付①) 補助対象設備を設置する建物、機器配置図を添付
導入	設備概要	
(添	(付②) 補助対象設備の仕様・諸元が分かる書類	を添付(太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池それぞれ)
	太陽光パネル合計出力	kW
	パワーコンディショナー出力	kW
	蓄電池設備容量	kWh

# 3 年間の商用電力使用量の状況とその効果(見込み)

		入前1年) :績		導入後 1 年) 見込	効果
期間	年4月~	年3月	年 4 ~	月 年3月	(現行-設置後)
年間商用電力使用量		kWh		kWh	kWh

#### 4 運用計画(申請時)

	設備導入前 (実績)	設備導入後 (見込み)										
	1)	2	3	4	5							
	商用電力使用量 (設備導入前)	太陽光発電量	自家消費電力量 (②のうち 自家消費する分)	自家消費割合 (③/②×100)	商用電力使用量 (設備導入後) (①一③)							
	[kWh]	[kWh]	⇒設備導入効果 [kWh]	[%]	[kWh]							
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
合計												

(以下に示す関係書類を添付しチェック欄にチェックしてください。)

- □設備導入前の商用電力使用量が確認できる資料
- □太陽光発電電力量の算出の考え方が分かる資料

年 月 日

## 事業工程表

(工事着手予定) 年 月 日 ~ 年 月 日

(支払完了予定) 年 月 日

主な工種			月			月			月			月			月			月			月			月	備考
上な工作	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	C. tild

# 補助対象経費算定根拠

業務項目	金額(単位:円)	備考
①太陽光発電設備		
小計		
②蓄電池設備		
小計		
合計 (①+②)		

# 補助要件チェックリスト

該当する場合に**②**を入れてください。チェック欄全てに当てはまらない場合は、原則補助金を交付することができません。チェックした項目については、別途、確認する場合があります。

## 補助事業者名

項目		確認内容	チェック欄
(補助事	業者要件		
4(2)		市税の滞納がないこと。	
4(3)		暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと。	
(補助事	業要件)		
事業全般			
	(1)	本補助事業が二酸化炭素の排出の削減に効果があること。	
	(2)	本補助事業実施時における各種法令等に遵守した事業であること	
	(3)	本補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J-ク	
		レジット制度への登録を行わないこと。	
	(4)	本補助事業によって得られる効果等について、様式第 号に基づく利用	
		実績報告書により報告すること。	
	(5)	本補助事業によって、得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った	П
		電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。	
	(6)	FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。	
	(7)	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わ	
		ないものであること。	
	(8)	需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して消費	
		する電力量を、当該補助対象設備で発電する電力量の30%以上とするこ	
		と。	
	(9)	国又は地方公共団体等から他の補助金等を受けて事業を実施するもので	
		ないこと。	
	(10)	自らが居住する住宅又は住宅の敷地内に補助対象設備を設置する事業で	
		あること。	
	(11)	再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」(資源エ	
		ネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、	
		次に示すア〜シについて遵守すること。	
	ア	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、	
		地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること	
	イ	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと	
	ウ	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努め	

		ること。	
	エ	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。	
	オ	20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとと	
		もに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・	
		代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住	
		所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記	
		載したもの)を掲示すること。	
		※20kW 未満などを理由に該当しない場合は、下記にその旨を記載し、右	
		欄に☑を記入すること。	
		(	
	カ	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対	
		する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データ	
		を含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。	
	牛	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。	
	ク	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国	
		が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適	
		切な方法により協力すること。	
	ケ	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が	
		生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を	
		行うよう努めること。	
	コ	交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)	
		の規定を遵守すること。	
	サ	交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積	
		立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、	
		積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費	
		の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクル	
		を実施すること。	
	シ	災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保	
		険等に加入するよう努めること。	_
太陽光発	1		
	(1)	商用化されており、導入実績があるものであること。	
	(2)	未使用品であること。(中古品は補助対象外)	
	(3)	固定方法は、「JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算	
		出方法」など、一定の基準(固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重	
	-	など)を満たすものであること。	
		≪屋根等に太陽光発電設備を設置する場合≫	
		積雪を考慮したうえで、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建	
		物であること。(太陽光設備の設置場所が屋根で無いなど、本項目に該当	
		しない場合は、下記に設置場所の概要を記載し、右欄に☑を記入するこ	

		と。)	
		(例:建物敷地内の未利用地	
蓄電池設備	備		
	(1)	上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。	
	(2)	商用化されており、導入実績があるものであること。	
	(3)	未使用品であること。(中古品は補助対象外)	
	(4)	再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時にお	
		いて充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	
	(5)	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	
	(6)	定置用であること。	
	(7)	12.5万円/kWh以下(いずれも工事費込み・税抜き)の蓄電システムとな	
		るよう努めること。	
		※複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の	
		蓄電システムの調達可否の確認を行う等の取組みを行うこと。	